

令和3年度第1回 神戸市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時：令和3年7月15日（木） 午後3時30分～5時20分

場所：神戸市役所1号館8階福祉局大会議室

1. 開会

- ・今回の協議会については、個人情報に当たらない部分については、議事要旨をホームページ上で公開する。

2. 議題

(1) 令和2年度実績報告

(2) 更新登録申請案件（2件）の協議について

新規登録申請案件（1件）の協議について

- ・事務局より更新申請及び新規申請の概要について説明
- ・質疑応答

【個別協議】

① 社会福祉法人芳友

[法人との質疑応答]

(委員) 今回、運行管理マニュアルで、適性診断を受診する年齢を満70歳以上から満71歳以上に変更されている。70歳の運転手がいるが、適性診断は受けられていないのか。

(法人) マニュアルの重複記載を修正したものである。70歳の運転手については適性診断の受診の準備を進めている。

(委員) 運転手が7人いるが、管理者は運行管理や教育をどのようにされているか。

(法人) 添乗員へのヒアリングやドライブレコーダーの確認をし、必要な指導をしている。

(委員) そういった内部の指導に加え、第三者の診断により運転の傾向を把握し、指導すべきである。

(委員) 運転前後でアルコールチェックはしているか。

(法人) 運転前はしている。

(委員) 勤務終了後、帰宅前にもチェックすべきである。

(委員) 待機料金は、設定時間より 30 分経過で 300 円となっているが、30 分未満は無料であるのか。300 円かかるのか。

(法人) 無料である。

(委員) 30 分までは無料であることを明確に記載する方が良い。

(法人) 訂正する。

〔協議結果〕 社会福祉法人芳友については、協議が調ったものとする。

② 一般社団法人ぶな

〔法人との質疑応答〕

(委員) 車両に貼っているステッカーの文字の大きさは、一辺 5 センチメートル以上と決まっている。5 センチメートル以上あるのか。

(法人) ある。

(委員) 運転手 1 名、運行責任者 1 名の体制で、運転手が運転する時に、常に点呼などの管理はできるのか。運行管理責任者が不在の場合、代行者は常に事務所にいるのか。

(法人) 点呼などは行っている。運転手と運行責任者は親子であり、法人は自宅兼事務所である。車両の状態なども共有できる体制になっている。運行責任者が不在の場合は、代行者は常に事務所にいる。

(委員) 運転手は 71 歳であるが、運行管理マニュアルで定める適性診断を受診されていない。運行管理マニュアルに記載がある以上、受診はしていただきたい。

(委員) 旅客は 1 名であるが、今後増える見込はあるのか。また、運転手も複数体制に

する検討などされるのか。

(法人) 利用者は追加で2名増える予定がある。運転手については、追加登録しようかとは考えている。

〔協議結果〕 一般社団法人ぶなについては、協議が調ったものとする。

③ NPO法人ぱれっと

〔法人との質疑応答〕

(委員) 対価を時間制にしたのは、介護時間と運転時間を区切るためか。

(法人) そうである。

(委員) 定款の中で、自家用有償運送と福祉タクシー両方記載されているが、福祉有償運送登録後に、福祉タクシーを申請すると却下されうるが、認識はあるか。

(法人) 理解している。

(委員) 運行管理責任者も福祉の業務を行いながら運行管理をするのか。

(法人) そうである。運行管理責任者が不在の場合は、代行者が行う。

(委員) 運行管理責任者の代行者も運転手の登録がされている。運行管理責任者および代行者が同時に運転されることは避けていただきたい。

(委員) 明石市の住所の方がいるが、明石市内で移送するのであれば、東播磨地区に申請が必要であるが、それは想定されていないのか。

(法人) 想定していない。

(委員) アルコールチェッカーは備え付けるのか。

(法人) 発注している。

(委員) 対価は時間制であるが、車が動ける状態になった時点から、到着するまでが対象であり、乗降時間は含まれないということでよいか。

(法人) そうである。

(委員) 保険会社に福祉有償運送を行うことは伝え、福祉有償運送での事故も保険の対象となることは確認しているのか。

(法人) 保険会社に福祉有償運送を行うことは伝えているが、対象となるかどうかは事業開始までに確認しておく。

(委員) 定款について、「道路運送法第 80 条第 1 項に基づく福祉有償運送事業」と記載されているが、引用条項に誤りがあるため、速やかに修正することを付帯条件とする。

<p>[協議結果] NPO 法人ぱれっとについては、定款の記載内容の誤りを速やかに修正することを付帯条件とする。</p>
--

4. 閉会

次回の協議会の開催は、令和 4 年 1 月頃を予定している。